

指定介護老人福祉施設 重要事項説明書

特別養護老人ホーム 四天王寺大畑山苑

令和6年10月1日 改定

「指定介護老人福祉施設」 重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。

大阪府指定 2775505791

当施設はご利用者に対して指定介護福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

当施設への入所は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でも入所は可能です。

目次

1. 施設経営法人
2. ご利用施設
3. 居室の概要
4. 職員の配置状況
5. 当施設が提供するサービスと利用料金
6. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）
7. 残置物引取人
8. 苦情の受付について
9. 非常災害対策について
10. 身体拘束の制限について

1. 施設経営法人

- | | |
|-----------|--------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 四天王寺福祉事業団 |
| (2) 法人所在地 | 大阪市天王寺区四天王寺1-11-18 |
| (3) 電話番号 | 06-6771-7971 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 南谷 恵敬 |

2. ご利用施設

- (1) 施設の種類 指定介護老人福祉施設
- (2) 施設の目的 指定介護老人福祉施設は、介護保険法令に従い、ご契約者（利用者）が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご契約者に日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等をご利用いただき、介護福祉施設サービスを提供します。当施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な方がご利用いただけます。

- (3) 施設の名称 特別養護老人ホーム 四天王寺大畑山苑
- (4) 施設の所在地 大阪府八尾市大字恩智1092-2
- (5) 電話番号 072-941-0252
- (6) 施設長(管理者)氏名 岩井 美穂子
- (7) 運営方針 利用者の意思や人格を尊重して、常に利用者の立場にたったサービスの提供に努める。
- (8) 開設年月 平成元年12月1日
- (9) 入所定員 70名

3. 居室の概要

(1) 居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室は、原則として4人部屋ですが、個室など他の種類の居室への入居をご希望される場合は、その旨お申し出下さい。(但し、ご利用者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合もあります。)

居室・設備の種類	室数	備考
1人部屋	3室	従来型個室
2人部屋	4室	多床室
4人部屋	15室	多床室
ショートステイ	5室	従来型個室
食堂	2室	
機能訓練室	1室	
浴室	2室	機械浴・特殊浴槽・個浴
医務室	1室	

※上記は、厚生労働省が定める基準により、指定介護老人福祉施設に必置が義務づけられている施設・設備です。

※居室の変更につきましては、ご利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際にはご利用者やご家族と協議の上、決定するものとします。

4. 職員の配置状況

当施設では、ご利用者に対して指定介護福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>※職員の配置につきましては、指定基準を遵守しています。

職種	実配置人員数	基準人員数
1. 施設長	1名	1名
2. 介護職員	28名	24名
3. 生活相談員	1名	1名
4. 看護職員	6名	5名
5. 機能訓練指導員	3名	1名
6. 介護支援専門員	3名	1名
7. 医師	1名	1名
8. 管理栄養士	1名	1名

(実配置人員は令和6年10月のもの)

<主な職種の勤務体制>

職種	勤務体制
1. 医師	毎週火・木・土曜日 14:00～16:00
2. 介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早朝：7:30～9:30 5名 日中：9:30～18:30 8名 夜間：18:30～7:30 3名
3. 看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 日中：9:00～17:30
4. 機能訓練指導員	日中：9:00～17:30 1名

(土曜日・日曜日・祝日は上記と異なります。)

5. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、

- | |
|---|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の全額をご利用者に負担いただく場合 |
|---|

があります。

- (1) 介護保険の給付の対象となるサービス (契約書第3条参照)

以下のサービスについては、利用料金の大部分 (通常9割) が介護保険から給付されます。

<サービスの概要>

①施設介護サービスにおける栄養管理（栄養ケア・マネジメント）

- ・当施設では、栄養士（管理栄養士）の立てる献立表により、栄養並びにご利用者の身体
の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。ご利用者の個々の栄養状態を調査・把
握した上でご利用者ごとの栄養ケア計画を作成・実行し、定期的に評価を行い、低栄養
状態を予防・改善いたします。なお、ご利用者の自立支援のために離床して食堂にて食
事をとっていただくことを原則としています。
- ・食事の材料費および調理にかかる費用につきましては、介護保険給付の対象外となり、
ご利用者の費用負担が必要となります。

（食事時間） 朝食：8：00～ 昼食：12：00～ 夕食：18：00～

②入浴

- ・入浴又は清拭を週2回行います。
- ・寝たきりの方でも、特殊な浴槽を使用して寝たままで入浴することができます。

③排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な
機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤健康管理

- ・医師や看護職員が服薬管理等を含めた健康管理を行います。

⑥その他自立への支援

- ・寝たきりの防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うように配慮します。
- ・清潔で快適な生活を送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

<サービス利用料金（1日あたり）>（契約書第5条参照）

下記の料金表によって、ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給
付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払いください。（サービスの利用料金は、ご利用
者の要介護度に応じて異なります。）

1日あたり（概算）	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1 ご利用者の要介護度と サービス利用料金	7,517	8,348	9,215	10,040	10,860
2 うち、介護保険から 給付される金額	6766	7513	8,293	9,036	9,774
3 サービス利用に係る 自己負担額（1－2）	751	834	921	1004	1086

※上記金額は多床室利用での料金計算、看護体制加算Ⅰ・Ⅱ（4単位・8単位）、
夜勤職員配置加算Ⅰ（13単位）、個別機能訓練加算（Ⅰ）（12単位）、

科学的介護推進体制加算（Ⅰ）（40 単位）、処遇改善加算（Ⅱ）、サービス提供体制強化加算（Ⅲ）が含まれています。

これらの料金に加えて各種の加算がつく場合があります。

各種加算	備 考
外泊時費用	入所者が病院又は診療所への入院を要した場合及び居宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき246単位を算定
初期加算	入所開始・長期入院(30日以上)からの再入所から30日間1日につき30単位を加算
栄養マネジメント強化加算	一日につき11単位を加算

※令和6年6月から、介護職員処遇改善加算Ⅰ、介護職員特別処遇改善加算Ⅱ、介護職員ベースアップ等支援加算が一本化され、処遇改善加算Ⅱへ変更となりました。

- ・ご利用者がまだ要介護認定を受けていない場合は、サービス利用料金の全額をいったんお支払い頂きます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、ご利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
- ・介護保険からの給付額に変更があった場合は、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。

（2）以下のサービスは、利用料金の全額がご利用者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

1. 食事の材料費および調理にかかる費用

ご利用者に提供する食事の材料費および調理にかかる費用（以下、合わせて食費と記載）です。食費は日額1,445円となりますが、所得に応じて減額されることがあります。

減額を希望される場合は、保険者より交付されます介護保険負担限度額認定証をご提出願います。ご提出いただけない場合は減額を受けることが出来ません。

負担限度額(1日あたり)

第1段階	本人及び世帯全員が市民税非課税で、高齢福祉年金受給者、生活保護受給者の方	300円
第2段階	本人及び世帯全員が市民税非課税で合計所得金額+課税年金収入額が年額80万円以下の方	390円
第3段階①	本人及び世帯全員が市民税非課税で合計所得金額+課税年金収入額が年額80万円を超え、120万円以下の方	650円
第3段階②	本人及び世帯全員が市民税非課税で合計所得金額+課税年金収入額が年額120万円を超える方	1,360円

2. 居住費

ご利用者が居住する部屋の水道光熱費に相当する費用です。

居住費は、多床室（1部屋あたりのベッド数が2以上の部屋）をご利用の場合では、日額915円となりますが、所得に応じて減額されることがあります。減額を希望される場合は、保険者より交付されます介護保険負担限度額認定証をご提出願います。ご提出いただけない場合は減額を受けることが出来ません。

負担限度額(1日あたり)

第1段階	本人及び世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金受給者、生活保護受給者の方	0円
第2段階	本人及び世帯全員が市民税非課税で合計所得金額+課税年金収入額が年額80万円以下の方	430円
第3段階①	本人及び世帯全員が市民税非課税で合計所得金額+課税年金収入額が年額80万円を超え、120万円以下の方	430円
第3段階②	本人及び世帯全員が市民税非課税で合計所得金額+課税年金収入額が年額120万円を超える方	430円

原則として多床室のご利用となりますが、ご利用者が希望され、特別養護老人ホーム大畑山苑施設長が認めた場合において個室を利用される場合は、日額1,231円の居住費を頂きます。個室を利用される場合においても、保険者より交付されます介護保険負担限度額認定証をご提出いただくことにより、減額を受けることが出来ます。ご提出いただけない場合は減額を受けることが出来ません。

なお、感染症等など、法令に定める事由がある場合において多床室から個室に移動された場合は、個室料金ではなく多床室としての居住費を頂きます。

入所者が入院又は外泊される場合、入院又は外泊される日より6日間については、各保険段階に応じて、介護保険より「補足給付」が一部負担される場合もあります。なお、入院又は外泊中に居室を短期入所生活介護利用させていただく場合、入所者から居住費をご負担いただくか、短期入所生活介護利用者にその滞在費をご負担いただきます。

3. 理髪・美容

〔理髪サービス〕

月に1回、理容師の出張による理髪サービス（調髪、顔剃、洗髪）をご利用いただけます。

下記の3業者の中から選択いただけます。（全て、税込価格）

内容 / 業者	髪や	髪人	tete（偶数月）
カット&ブロー	1,980円	1,900円	1,900円
シェービング	660円	600円	900円

シャンプー	660 円	600 円	900 円
セット	660 円	600 円	600 円
パーマ (シャンプー・ブロー付)	4,180 円	3,800 円	6,000 円
ヘアカラー (シャンプー・ブロー付)	4,180 円	3,800 円	4,000 円
ヘアマニキュア (シャンプー・ブロー付)	4,180 円	3,800 円	3,800 円
ベッドサイドでのカット	2,750 円	2,300 円	2,300 円

4. レクリエーション、クラブ活動、その他サービスの利用料金

ご利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。利用料金は材料費等の実費をいただきます。その他のサービス利用料金については、「サービス利用規約」に記載した料金をいただきます。

5. 複写物の交付

ご利用者は、サービス提供についての記録については、申請書を記載の上、閲覧していただくことが出来ます。複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

6. 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご利用者の日常生活に要する費用でご利用者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用をご負担いただきます。おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。ティッシュ、清拭剤等は個人負担となります。経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合は、相当な額に変化することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う 2 ヶ月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法（契約書第 5 条参照）

前記（1）、（2）の料金・費用は、1 ヶ月ごとに計算し、施設の指定する方法でお支払い頂きます。

(4) 利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご利用者の希望により、下記協力医療機関において診察や入院治療を受けることができます。（但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。）

①協力医療機関

医療機関の名称	四天王寺病院
所在地	大阪市天王寺区大道1-4-41
電話番号	06-6779-1401
診療科	内科・外科・整形外科・泌尿器科・眼科等
医療機関の名称	医真会八尾総合病院
所在地	八尾市沼1丁目41番地
電話番号	072-948-2500
診療科	内科・外科・整形外科・脳神経外科・泌尿器科・眼科等

②協力歯科医療機関

医療機関の名称	さわだデンタルクリニック
所在地	八尾市山本町1-10-5
電話番号	072-999-8888

受診及び入院時は、ご家族様による付き添い及び受診とさせていただきます。緊急時は、病院へ早急にお越し頂きますようお願い致します。手術等を要する場合などの緊急の場合において、医療機関や医師よりご家族様への説明・同意を求められる場合がございますので、ご了承ください。

6. 施設を退所していただく場合(契約の終了について)

当施設との契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご利用者に退所としていただくこととなります。(契約書第13条参照)

- | |
|--|
| <p>①要介護認定によりご利用者の心身の状況が自立又は要支援と認定された場合
要介護認定によりご利用者の心身の状況が要介護1又は2と認定され、かつ特例入所要件に該当しない場合</p> <p>②事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により当施設を閉鎖した場合</p> <p>③施設の滅失や重大な毀損により、ご利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合</p> <p>④当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合</p> <p>⑤ご利用者から退所の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）</p> <p>⑥事業者から退所の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照下さい。）</p> |
|--|

(1) ご利用者からの退所の申し出(中途解約・契約解除)(契約書第14条、第15条参照)
契約の有効期間であっても、ご利用者から当施設からの退所を申し出ることができます。
その場合には、退所を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②ご利用者が入院された場合
- ③事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑥他の利用者がご利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合においては、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの申し出により退所していただく場合(契約解除)(契約書第16条参照)
以下の事項に該当する場合には、当施設から退所していただくことがあります。

- ①ご利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご利用者による、サービス利用料金の支払いが6ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ご利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ご利用者が連続して3ヶ月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
- ⑤ご利用者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合

(3) 円満な退所のための援助

ご利用者が当施設を退所する場合には、ご利用者の希望により、事業者はご利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助をご利用者に対して速やかに行います。

- 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- 居宅介護支援事業者の紹介
- その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

7. 残置物引取人(契約書第20条参照)

契約締結に当たり、身元引受人をお願いすることはありません。

ただし、入所契約が終了した後、当施設に残されたご利用者の所持品(残置物)をご利用者自身が引き取れない場合に備えて、「残置物引取人」を定めていただきます。(契約書第22条参照)

当施設は、「残置物引取人」に連絡の上、残置物を引き取っていただきます。

また、引越しにかかる費用については、ご利用者又は残置物引取人にご負担いただきます。入所契約締結時に残置物引取人が定められていない場合であっても、入所契約を締結することは可能です。

残置物の処分については、ご希望の場合は、当施設にて処分が可能です。なお、処分には別途費用をいただきます。

8. 苦情の受付について(契約書第22条参照)

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口担当者 (生活相談員) 乾 雅俊 / 瀬戸 秀世 松井 里衣

○苦情解決責任者 施設長 岩井 美穂子

電話番号 072-941-0252

苦情受付箱(意見箱)を設置しています。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

大阪府 国民健康保険団体連合会 介護保険室	所在地 〒540-0028 大阪市中央区常盤町1-3-8 電話番号 06-6949-5418 受付時間 9:00~17:00
八尾市保健福祉部介護保険課	所在地 〒581-0003 八尾市本町1-1-1 電話番号 072-924-9360 FAX 072-924-1005 受付時間 9:00~17:00
大阪府健康福祉部 高齢介護室 施設課施設指導グループ	所在地 〒540-0008 大阪市中央区大手前2-1-22 電話番号 06-6944-7203 FAX 06-6944-6670 受付時間 9:00~17:00
第三者委員	四天王寺大学教授 原 順子 電話番号 072-956-3181 興国学園理事長 草島 葉子 電話番号 06-6779-8151

9. 非常災害対策について

施設は、非常災害に備えて避難、救出、夜間想定を含め、その他必要な訓練を年2回以上実施します。施設は、消防法に準拠して非常災害に関する具体的計画を別に定め、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知します。

10. 身体拘束の制限について

施設は、施設サービスの提供に当たって、入所者の身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為を行いません。ただし、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ないと医師が認め指示した場合はこの限りではありません。

11. 虐待防止について

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待防止等の為、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ・虐待防止に関する責任者（施設長）を選定します。
- ・虐待等に関する苦情解決体制を整備します。
- ・従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施します。

令和 年 月 日

指定介護福祉施設サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム 四天王寺大畑山苑

説明者 職・氏名 _____ 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護福祉施設サービスの提供開始に同意しました。

利用者 住所 _____

氏名 _____ 印

代理者 住所 _____

氏名 _____ 印

※この重要事項説明書は、厚生労働省令の規定に基づき、入所申込書又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

<重要事項説明書付属文書>

1. 施設の概要

- (1) 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 2階建
- (2) 建物の延べ床面積 2, 486㎡
- (3) 施設の周辺環境 金剛生駒国定公園に隣接し、自然環境に恵まれている。

2. 職員の配置状況

<配置職員の職種>

介護職員…ご利用者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

生活相談員…ご利用者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

看護職員…主にご利用者の健康管理や療養上の世話に行いますが、日常生活上の介護、介助等も行います。

機能訓練指導員…ご利用者の機能訓練を担当します。

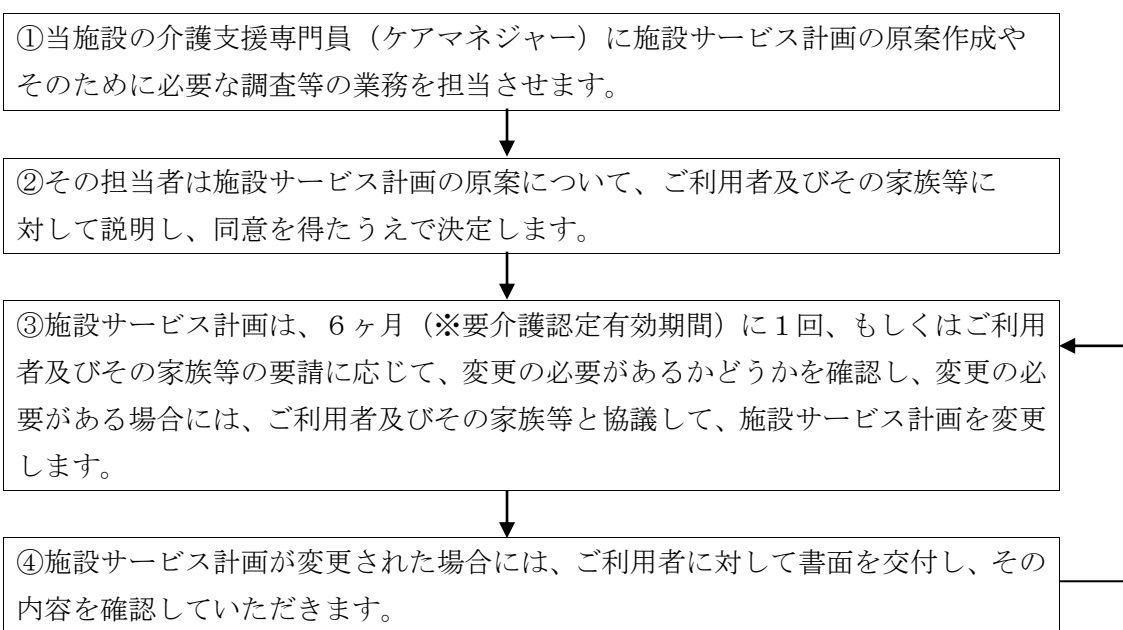
介護支援専門員…ご利用者に係る施設サービス計画（ケアプラン）を作成します。

医師…ご利用者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。

3. 契約締結からサービス提供までの流れ

ご利用者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入所後作成する「施設サービス計画（ケアプラン）」に定めます。

「施設サービス計画（ケアプラン）」の作成及びその変更は次の通り行います、（契約書第2条参照）



4. サービス提供における事業者の義務（契約書第8条、第9条参照）

当施設は、ご利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご利用者の生命、身体、財産の安全・確保に留意します。
- ②ご利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご利用者から聴取、確認します。
- ③ご利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。
- ④ご利用者に提供したサービスについて記録を作成し、サービスの終了から2年間保管するとともに、ご利用者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑤ご利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、ご利用者又は他の利用者の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体を拘束する場合があります。
- ⑥事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご利用者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。(守秘義務)
ただし、ご利用者に緊急の医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご利用者の心身等の情報を提供します。
また、ご利用者の円滑な退所のための援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご利用者の同意を得ます。

5. 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入所されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守りください。

(1) 持ち込みの制限

他の利用者の方の迷惑になると思われる物は持ち込む事はできません。

(2) 面会

面会時間は午前9時から午後6時までです。来訪された方は、必ずその都度職員に届け出てください。

(3) 外出・外泊（契約書第21条参照）

外出、外泊をされる場合は、事前にお申し出下さい。

(4) 食事

食事が不要な場合は、前日までにお申し出下さい。前日までにお申し出があった場合には、重要事項説明書5（2）に定める「食事の材料費および調理にかかる費用」は減免される場合があります。

(5) 施設・設備の使用上の注意（契約書第9条参照）

- ・居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- ・故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご利用者に自己負担により現状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ・ご利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご利用者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。

但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

- ・当施設の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(6) 喫煙

施設内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

6. 事故発生時の対応

事故発生時は速やかにご利用者のご家族・市町村（保険者）・ケアマネジャーに連絡をし、必要な措置を講じます。また、当施設において、ご利用者に対して行った支援の提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

7. 秘密の保持

当施設は、業務上知り得た利用者およびその家族に関する秘密および個人情報については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中および契約終了後第三者に漏らすことはありません。